

空き店舗活用事業奨励金をご活用ください

市では市内商業の振興を図るため、空き店舗活用事業奨励金を交付しています。

下野市内に出店をお考えの事業者の皆様、ぜひともこの制度をご活用ください。

■空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転や閉店等により閉鎖され、3か月以上事業の用に供されていない店舗

■交付額

・事業を開始した月から1年間に限り、対象物件に係る賃借料(敷金、礼金その他これらに類するものを除く。)の2分の1に相当する額

・限度額は60万円

・奨励金は6か月ごとに交付

■対象区域 市内全域

■奨励金受給資格の認定申請

奨励金の交付を受けようとする方は、交付申請の前に、資格認定申請書を記入のうえ、事業開始後2か月以内までに必要書類を添えて提出し、奨励金受給資格者の認定を受けてください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

■認定の要件

- (1) 市内において空き店舗を賃借して事業を開始する方
- (2) 1年以上営業を継続できる方

■認定の通知

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む方
- (4) 市税等を完納している方
- (5) 市民の生活の安全及び平穩を確保することを阻害するおそれのない方

■認定の通知

申請後、審査を行い、奨励金受給資格を認定したときは、認定書により通知します。

■受給資格認定後から奨励金の交付まで

- (1) 奨励金受給資格を認定された方(認定者)は、事業開始の月から6か月経過した後及び1年を経過した後に、奨励金の交付を申請します。
- (2) 奨励金の交付決定を受けた認定者は、請求書を提出します。
- (3) 認定者に奨励金が交付されます。

■申し込み・問い合わせ先

商工観光課  
〒329-1005  
2112

栃木県南公設地方卸売市場。パブリックコメントの実施について

栃木県南公設地方卸売市場

事務組合では、「栃木県南公設地方卸売市場のあり方について(案)」を作成しましたので、構成市町内の住民等からご意見を募集します。

■実施期間

1月18日(月)～2月17日(水)

■閲覧場所

栃木県南公設地方卸売市場事務組合

■意見の提出方法

- (イ) 商工観光課
  - (ウ) ホームページ
  - (ア) 郵便(イ) ファックス(ウ) 電子メール(エ) 直接書面による提出
- ※(ア)、(イ)の閲覧時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

■提出・問い合わせ先

栃木県南公設地方卸売市場事務組合  
〒329-1005  
3330  
3310

「第2次国土利用計画」野市計画(案)のパブリックコメントを実施します

市では、「国土利用計画法」や「第2次下野市総合計画(案)」の土地利用方針に基づき、市内の土地の総合的かつ計画的な利用を確保するため、平成37年度を目標年次とする「第2次国土利用計画」下野市計画」の策定に取り組んでいきます。

■意見の募集期間

1月5日(火)～22日(金)

■意見の提出方法

指定の「意見等記入用紙」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送
- (2) FAX(40) 5572
- (3) 電子メール
- (4) 直接持参 総合政策課

■公表する資料

第2次国土利用計画下野市計画(案)

■資料の閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 文書閲覧
- (1) 総合政策課
- (2) 石橋庁舎相談室(1階ロビー)
- (3) 市民課南河内窓口

(南河内図書館2階)

※閲覧時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日祝日を除く)

■お問い合わせ先

下野市小金井1127  
総合政策課  
〒329-10492  
(40) 5550  
sougouseisaku@city.shimotsuke.jp